

平成 22 年 5 月 14 日
農 林 水 産 省

第 1 回「国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会」の概要について

農林水産省は、平成 22 年 5 月 7 日（金曜日）に、第 1 回「国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会」（以下「OIE 連絡協議会」）を三田共用会議所大会議室において開催しました。本協議会開催の経緯及び意見交換の主な内容は以下のとおりです。

1 経緯

- (1) 国際獣疫事務局（OIE）については、これまで BSE や口蹄疫などをテーマとして 6 回の意見交換会を開催してきました。しかしながら、これらは不定期に個別案件に応じて開催しており、参加者や議論に継続性がないなどの問題がありました。
- (2) このため、産業界（獣医・畜産関係の生産者団体等）及び学界における技術者又は学識経験者、アニマルウェルフェア関係者及び消費者並びに行政機関の間で情報提供と継続的な意見交換を行う場として「OIE 連絡協議会」を新たに立ち上げました。
- (3) 今般、第 1 回「OIE 連絡協議会」を開催し、本年 5 月 23 日～28 日に行われる第 78 回 OIE 総会において採択が予定されている OIE コード改正案についての意見交換を行いました。

2 意見交換の主な内容

- (1) OIE 及び OIE コードに関する概要説明
 - 日本における SPS 措置（衛生植物検疫措置の適用に関する措置）を決める部署及び SPS 措置を講じる手段についての質問があり、案件に応じて、農林水産省、厚生労働省、経済産業省などの関係省庁が必要に応じて協議しつつ、法律、通知等で SPS 措置を講じている旨説明しました。
 - アニマルウェルフェアが WTO/SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）の適用対象になるか質問があり、これまで WTO による法的解釈は行われておらず明らかになっていないが、OIE においては、アニマルウェルフェアは SPS 協定の適用対象外であるとの見方が有力である旨説明しました。
 - アニマルウェルフェアに関連して、(社)畜産技術協会において、勉強会という形で、生産者や動物愛護関係者等が参加して日本の風土に合ったガイドライン作りを行うことで共通理解の醸成を図っている旨紹介しました。

- OIE コードは貿易促進的なルール作りをする傾向が強くなってきているが、OIE 本来の目的から逸脱しないよう取り組む必要があるとの意見がありました。

(2) 疾病横断的項目の改正案

- OIE コードの用語解説において、「汚染地域」の定義が「疾病が存在しないことが証明されていない地域」から「疾病が診断された地域」へと改正する案に関して、汚染の可能性はあるが科学的にそれを証明できないグレーゾーンの問題があり、改正には反対するとの意見がありました。これに対し、「汚染地域」の裏返しは、清浄地域、輸出可能な地域になるのではなく、疾病ごとに別に明確な定義によって清浄地域が定められている旨説明しました。
- OIE コードの用語解説から「不確実性」及び「変異性」の定義を一般の辞書に載っている関係で削除する案に関して、重要な用語であるから定義されているのであって、そのような理由で削除すべきではないとの意見がありました。
- 「第 4.3 章 清浄地域及び清浄コンパートメントの設定制度」にプロテクションゾーンが設置できる旨の記載を追加する案に関して、安易にプロテクションゾーンを設置するのではなく、どれだけインフラが整備されているかなどの対策を見ることが必要との意見がありました。これに対し、プロテクションゾーンは防疫対策を強化するためのものであり、コンパートメントの周囲に一定の措置を講じたゾーンを設けて、コンパートメントを維持するためのものである旨説明しました。

(3) 獣医公衆衛生及びアニマルウェルフェア関連項目の改正案

- 「第 7.5 章 動物のと殺」に家きんのスタンニング方法を追加する案に関して、スタンニングすることなく放血する方法は OIE で認められているのかとの質問がありました。これに対し、スタンニングを行う場合の方法が列記されているものの、スタンニングなしに放血する方法を否定する記載は見受けられない旨説明しました。
- 同じ「第 7.5 章 動物のと殺」に食鳥処理場に到着した時点で骨折又は脱臼している家きんの数を記録し人道的に処分すべき旨を追加する案に関し、日本の食鳥処理場は中小零細な事業者が多く、シャックルに吊す前にそれらの数を数えるにはラインの整備が必要であり、どのように数を把握するのかイメージがつかめないとの意見があった一方、人道的処分を行うとの趣旨には賛成するとの意見もありました。翼を骨折又は脱臼している家きんが 2%を超えないようにし、1%未満を目標とすべき旨を追加する案に関しては、データがないので、実態把握をお願いしたいが、具体的な数字は加盟国の判断でよいのではないかととの意見がありました。命を食している観点から動物の取扱いに配慮するのは当然であるとの意見もありました。
- また同じ「第 7.5 章 動物のと殺」に食鳥処理の待機時間を 12 時間

未満とすべき旨追加する案に関し、採卵鶏や種鶏の廃鶏を扱っている業者は広域処理を行っていることから 12 時間以上の時間が必要ではないかとの意見がありました。

- 家畜の生産方法の OIE における検討状況に関して質問があり、ブロイラー及び肉牛の生産方法については 2009 年 11 月に初めて案が示され、加盟国の意見を踏まえて OIE で案の改正を検討している旨説明しました。
- 新しい章として提案されている「第 7.4 章 研究及び教育における動物の使用」に関して、動物はふれあい農場やアニマルセラピーにも活用されており、同じような意図をもった活動の調整という観点からも対応してほしいとの意見がありました。
- アニマルウェルフェア関連章全体について、食用の食鳥処理と防疫上の殺処分が混同されていること、及び数値が示された具体的表現と抽象的な表現が混在しており整理すべき、議論のためには国内の現状を把握する必要があるとの意見がありました。
- 現在、日本で発生している口蹄疫に関連して、殺処分する場合にはアニマルウェルフェアに関する OIE ルールに則る必要があるかとの質問に対し、防疫を目的とした迅速な殺処分は食肉用とは観点が異なり、OIE コードでは疾病管理目的の殺処分に関する章もあり、その章には日本が実施している方法を含め色々な方法が記載されている旨説明しました。

(4) 個別疾病項目の改正案

- 「第 8.5 章 口蹄疫」に口蹄疫のコンパートメントに関する条件が追加される案に関し、本年 2 月に我が国が OIE に提出した口蹄疫へのコンパートメントの導入は慎重であるべきとするコメントを支持すること、OIE が世界的な封じ込めや対策を考える上で日本のような考え方が必要である旨の意見がありました。また、コンパートメントについては、バイオセキュリティプランを含めて具体性に乏しく、理念としては良いが、実際に適用するには課題が多いとの意見もありました。
- 「第 11.6 章 牛海綿状脳症」の牛海綿状脳症 (BSE) に関する特定危険部位 (SRM) の月齢条件が改正される案に関し、リスクが管理されている国とリスクが不明の国とを同じに扱うのは問題である旨の意見がありました。また、リスクが管理されている国で脳等の月齢条件を 30 ヶ月齢超から 12 ヶ月齢超に規制強化する案に関しては賛成、リスクが不明の国のせき柱を 12 ヶ月齢超から 30 ヶ月齢超に規制緩和する案に対しては反対する旨の意見がありました。SRM のうちせき柱のリスクが低いという点も疑問であり、せき柱を特別扱いすべきではないとの意見がありました。